

事務連絡
平成20年12月26日

各都道府県総務部
（人事担当課、市区町村担当課扱い）
各都道府県人事委員会事務局
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）
各指定都市人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

地方公務員の育児休業等に関する法律の運用並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に係る参考例の改正予定事項等について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成20年法律第94号。以下「改正法」という。）が本日公布され、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号。以下「勤務時間法」という。）や地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方育休法」という。）等が平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今般の地方育休法の改正は、本日通知した事務次官通知（総行公第102号）のとおり、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正との均衡を考慮し、これと同趣旨の改正を行ったものでありますが、別添のとおり、今般の改正に伴う地方育休法の運用について周知いたします。

また、当課では、これまでも関連する人事院規則等の内容も踏まえ、国家公務員制度に準拠することを基本とした条例参考例をお示ししているところですが、勤務時間法等が平成21年4月1日に施行されることを踏まえ、別添のとおり、今般人事院から各府省に対して示された現段階における人事院規則等の改正予定事項や、現段階における標記条例参考例の主な改正予定事項を取り急ぎ送付します。各地方公共団体におかれては、条例改正に係る現段階の情報としてご活用ください。

なお、正式な条例参考例は、関連する人事院規則等が公布された際に、その内容を踏まえお示しすることを予定していることから、今回お示しする内容からの変更があり得ることを予めお含み置きください。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

I 育児休業制度について

(1) 地方育休法の運用（育児短時間勤務職員の並立任用）について（法第13条関係）

- ・ 並立任用をすることができる育児短時間勤務職員の勤務時間は、国家公務員においては、通常の職員の勤務時間の短縮に伴い、「週20時間」から「週19時間25分から週19時間35分までの範囲内の時間」に改正されたところであるが、これは改正前の国家育休法において並立任用をすることができた同法第12条第1項第1号（1日4時間の5日間勤務）と第4号（いわゆる2日半勤務）（週20時間勤務となる第5号による場合を含む。）に相当する号における勤務時間の範囲内であり、改正後の地方育休法においても通常の職員の勤務時間の短縮（Ⅱを参照）に伴い、これと同様の考え方から改正を行っていることに留意すること。
- ・ 改正後の地方育休法においても、育児短時間勤務職員の並立任用の場合の定数上の取扱いは、引き続き、同法第13条に規定する勤務時間の育児短時間勤務職員2人で1と取り扱われるものであること。

(2) 職員の育児休業等に関する条例（以下「育休条例」という。）について

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態：第12条関係）

- ・ 地方育休法第10条第1項第5号に規定する条例で定める勤務の形態について、同項第1号から第4号に規定する勤務の形態を踏まえ、4週間ごとの期間につき1週間当たりの勤務時間を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」とすること。（第1項第1号、第2号イロハ）

（育休条例に規定する経過措置について）

地方育休法第17条に規定する育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員等に係る、改正法の施行日における改正法附則第5条第2項の規定に相当する経過措置については、必要に応じて条例に規定することが考えられる。

国家公務員における対応を踏まえ、経過措置規定について検討中。

(3) 条例改正が遅れる地方公共団体の経過措置等について

勤務時間条例及び育休条例等の改正が平成21年4月1日後となる地方公共団体における所要の経過措置の必要性について検討中。

Ⅱ 勤務時間制度について

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）について

(1 週間当たりの勤務時間：第 2 条関係)

- ・ 通常の職員の勤務時間を 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり「**38時間45分**」とすること。(第 1 項)
- ・ 再任用短時間勤務職員の勤務時間を 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり「**15時間30分から31時間**」までの範囲内とすること。(第 3 項)
- ・ 任期付短時間勤務職員の勤務時間を 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり「**31時間**」までの範囲内とすること。(第 4 項)

(注1) 地方育休法第18条第1項に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、週32時間以下で条例により定めるよう運用する旨通知しているところであるが、国家公務員における再任用短時間勤務職員の勤務時間が週15時間30分から週31時間に改定されたこととの均衡を考慮し、地方公務員における同職員の勤務時間についても週31時間とすることが適当であり、これとの均衡を考慮し、任期付短時間勤務職員の上限となる勤務時間についても週31時間とすることが適当。

(注2) 第5項の規定については、労働基準法や条例参考例の他の条文との関係等を精査の上、改正することも視野に入れて検討中。

(週休日及び勤務時間の割振り：第 3 条関係)

- ・ 通常の職員の勤務時間の割振りを、月曜日から金曜日の 5 日間において 1 日につき「**7時間45分**」とすること。(第 2 項)
- ・ 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振りを、1 週間ごとの期間について 1 日につき「**7時間45分**」を超えない範囲内とすること。(第 2 項)
- ・ いわゆるフレックスタイム制適用職員の勤務時間の割振りを、4 週間ごとの期間につき 1 週間当たりの勤務時間が「**38時間45分**」となるように割り振ることができることとすること。(第 3 項)

(休憩時間：第 6 条関係)

- ・ 任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、休憩時間を短縮（45分以上 1 時間未満）することができる場合について、1 日の勤務時間が 6 時間を超え「**7時間45分**」以下の場合とすること。(第 2 項)

(注) いわゆる交替制等勤務職員の休息時間について

平成18年3月3日に公布された人事院規則15-14の一部を改正する人事院規則(人事院規則15-14-15、平成18年7月1日施行)の附則において、いわゆる交替制等勤務職員の休息時間については、当分の間、なお従前の例によるとされているところであるが、別添のとおり、現段階における人事院規則の改正案では、当該経過措置の規定を廃止し、交替制等勤務職員の休息時間を本則に規定することとしている。

これを踏まえ、交替制等勤務職員の休息時間等について改正を検討中。

(船員の勤務時間等の特例：第8条関係)

- ・ 船舶に乗り組む職員の勤務時間を、52週間を超えない期間につき1週間当たり「**38時間45分**」とすることができることとする。 (第1項)

(注) 国家公務員における船舶に乗り組む職員の勤務時間は、人事院と協議して、1週間当たり1時間15分を超えない範囲内において延長することができることとされている。(改正法第2条)

これを踏まえ、地方公務員における船舶に乗り組む職員の勤務時間の延長措置について検討中。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例について

(第一号任期付研究員の裁量による勤務：第5条関係)

- ・ 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成12年法律第51号)第6条の規定に基づく第1号任期付研究員の裁量による勤務について、割り振られたものとみなす勤務時間を1日につき「**7時間45分**」とすること。(第2項)

以 上